社会福祉法人恩賜財団済生会特別養護老人ホーム百楽苑　看護師等養成奨学金貸与規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会特別養護老人ホーム百楽苑が、当苑の理念及び活動方針を理解し、当苑での就業を希望する看護師、作業療法士、理学療法士、介護福祉士等の育成に資することを目的とする。

（名　称）

第２条　この規程により定められた制度の名称を「看護師等養成奨学金貸与制度」とし、奨学金の貸与を受ける者を奨学生とする。

（貸与要件）

第３条　奨学金は、次の各号に掲げる全ての要件を備える者に対して貸与する。

（１）看護師等の養成施設に入学が決定している者又は在学している者。

（２）本規定の主旨を認め、看護師等の資格取得後、当苑に勤務する意志のある者

（３）品行方正、成績優秀で心身ともに健全である者

（定員）

第４条　募集定員は、年度ごとに苑長が決定する。

（貸与金額）

第５条　奨学金の貸与金額は、入学時 200,000 円及び月額 50,000 円とする。

（貸与期間）

第６条　奨学金の貸与期間は、入学が決定している養成施設の正規の就学期間で、次条第３項の奨学金貸与可否決定通知書に定めた期間とする。ただし、既に在学している者にあっては、貸与が決定した月の翌日から正規の就学期間の終期までとし、同通知書に定めた期間とする。

（貸与方法）

第７条　奨学金の貸与を受けようとするものは、次の各号に掲げる必要書類を苑長に提出しなければならない。

（１）「奨学金貸与申請書」（様式１）

（２）誓約書（様式１２）

（３）合格証明書又は在学証明書

（４）成績証明書

（５）学校長の推薦書

（６）写真添付自筆履歴書

（７）健康診断書

（８）戸籍謄本

２　奨学金の貸与を受けようとする者は、収入のある連帯保証人をつけなければならない。

３　苑長は、第１項の書類を審査するとともに、面接を行って貸与の可否を決定し、「奨学金貸与可否決定通知書」（様式２）により申請者に通知する。

４　前項の通知を受けた者は、「奨学金貸与契約書」（様式１０）に必要事項を記入のうえ、

苑長に提出しなければならない。なお、印紙は当苑の負担とする。

５　奨学金は、当該月分を毎月２１日に申請者が定める金融機関の口座に振り込むものとする。

(貸与の停止及び中止)

第８条　奨学生が疾病等のため休学したときは、休学した日の属する月の翌日から復学した日の属する月まで奨学金の貸与を停止する。

２　前項による貸付の停止については、「奨学金貸与停止通知書」（様式３）により本人又は連帯保証人に通知する。

３　奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を中止する。

（１）第３条に定める貸与要件を欠くと認められるとき

（２）奨学生が貸与を辞退したとき

（３）奨学生が奨学金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき

(奨学生の義務)

第９条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を「奨学金貸与に関する変更事項届出書」（様式４）により苑長に届け出なければならない。

（１）休学、復学、転学、留学または退学したとき

（２）停学その他の処分を受けたとき

（３）本人又は連帯保証人の身分、住所等に移動があったとき

（４）その他奨学金の貸与に関して重要な変更があったとき

２　奨学生は、当苑より修学状況の報告を求められた場合には、これに応えなければならない。

(借用証書)

第１０条　奨学生は、養成施設を卒業したとき、又は第８条第３項の規定により奨学金の貸与を中止されたときは、「奨学金借用証書」（様式５）を苑長に提出しなければならない。

なお、印紙は奨学生の負担とする。

(奨学金の返還)

第１１条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

（１）第８条第３項の規定に該当するとき

（２）養成施設を卒業した後、看護師等の資格を取得しなかったとき

（３）養成施設を卒業し看護師等の資格を取得した後、当苑に勤務しなかったとき

２　奨学生が養成施設を卒業し、看護師等として当苑に勤務後一定期間内に退職したときは、奨学金の貸与を受けた期間と勤務年数により、別表に定めた返還額を返還しなければならない。

３　第２項による奨学金の返還方法は、原則として口座振替による一括払いとし、「奨学金返還通知書」（様式６）により本人又は連帯保証人に通知する。なお、返還金には利息を付さない。

（返還の免除）

第１２条　奨学生が養成施設を卒業し、看護師等として一定期間当苑に勤務したときは、別表に定めるところにより奨学金の返還を免除する。ただし、育児休業、介護休暇、病気休暇、休職があった場合は、その期間については勤務年数に算定しないものとする。

２　苑長は、奨学金を返還すべきものが死亡その他やむを得ない理由により奨学金を返済還することが困難と認められるときは、返還すべき額の全部又は一部の返還を免除することができる。

３　前２項による免除については、「奨学金返還免除通知書」（様式７）により本人又は連帯保証人に通知する。

（返還の猶予）

第１３条　苑長は、奨学金を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ各号に定める期間を限度として返還すべき額の返還を猶予することができる。

（１）養成施設を卒業した後看護師等の資格を取得しなかったが、引き続き本人に資格取得の意志があり、かつその可能性があると認められるとき

（２）養成施設を卒業した後看護師等の資格を取得したが、引き続き他の養成施設に入学し、第３条の要件を備えるとき

その養成施設の就学期間

（３）養成施設を卒業した後看護師等として当苑に勤務したが、前条第１項に定める一定期間内に他の養成施設に入学し、第３条の要件を備えるとき

その養成機関の就学期間

（４）奨学金を返還すべき者が、災害疾病その他やむを得ない理由により奨学金を返済することが困難と認められるとき

その理由が継続する期間

２　前項により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を苑長に提出しなければならない。

（１）「奨学金返還猶予申請書」（様式８）

（２）苑長が提出を求める各種証明書

３　苑長は、前項の書類を審査して返還猶予の可否を決定し、「奨学金返還猶予可否決定通知書」（様式９）により本人又は連帯保証人に通知する。

（その他）

第１４条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、苑長が別に定める。

付則

１　この規程は、令和２年１２月１日より施行する。

別　表

奨学金返還及び免除一覧表

貸与期間 看護師等としての勤務年数	１年未満	１年以上～２年未満	２年以上～３年未満	３年以上～４年未満	４年以上～５年未満	５年以上
１年未満	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還
１年以上	貸与額の50％返還	貸与額の70％返還	貸与額の80％返還	貸与額の80％返還	貸与額の80％返還	貸与額の80％返還
２年以上	返還免除	貸与額の50％返還	貸与額の60％返還	貸与額の60％返還	貸与額の70％返還	貸与額の70％返還
３年以上		返還免除	貸与額の40％返還	貸与額の40％返還	貸与額の60％返還	貸与額の60％返還
４年以上			返還免除	貸与額の20％返還	貸与額の40％返還	貸与額の40％返還
５年以上				返還免除	貸与額の20％返還	貸与額の20％返還
６年以上					返還免除	貸与額の10％返還
７年以上						返還免除

＊ ただし、育児休業、介護休業、病気休暇、休職があった場合、その期間については、勤務年数に算定しないものとする。